



「未熟児養育医療給付」申請案内



1. 未熟児養育医療給付とは？

入院治療を必要とする乳児に対して、その治療に必要な医療費の一部を公費で負担する制度で、その未熟性がなくなり、健康に成長することを期待して行うものです。



2. 対象者は？

和泉市内に居住する乳児で、出生直後に次のいずれかに該当し、医師が入院養育を必要と認めた乳児が対象です。

(1) 出生時体重が2,000g以下の未熟児

(2) 生活力が特に薄弱であって、次に掲げるいずれかの症状を示すもの。

- | | |
|------------|---|
| 1. 一般状態 | a 運動不安、けいれんがあるもの。 |
| | b 運動が異常に少ないもの。 |
| 2. 体温 | 摂氏34度以下 |
| 3. 呼吸器循環器系 | a 強度のチアノーゼが持続するもの、チアノーゼ発作を繰り返すもの。 |
| | b 呼吸回数が毎分50を超えて増加の傾向にあるか又は毎分30以下のもの。 |
| | c 出血傾向の強いもの。 |
| 4. 消化器系 | a 生後24時間以上排便のないもの。 |
| | b 生後48時間以上嘔吐持続しているもの。 |
| | c 血性吐物、血性便のあるもの。 |
| 5. 黄疸 | 生後数時間以内に現れるか、異常に強い黄疸のあるもの。
(重症黄疸による交換輸血を含む。) |



3. 給付対象は？

入院治療における診察・医学的処置・治療等が受けられます。

ただし、健康保険法で対象としている医療が給付範囲となりますので、保険対象外のものは除外されません。



4. 費用(自己負担金)は？

○ 入院月の約4か月後以降に和泉市からお送りする「納入通知書」によって、「自己負担金」をお支払いただきます。

※ 医療機関窓口での医療費自己負担はありません。ただし、「おむつ代」など保険対象外のもの実費負担となります。

※ 医療券が発行されるまでに、「預り金」を請求された場合は、医療券発行後に医療機関に提示し、返金手続きをして下さい。

○ 「自己負担金」は、次のように計算します。

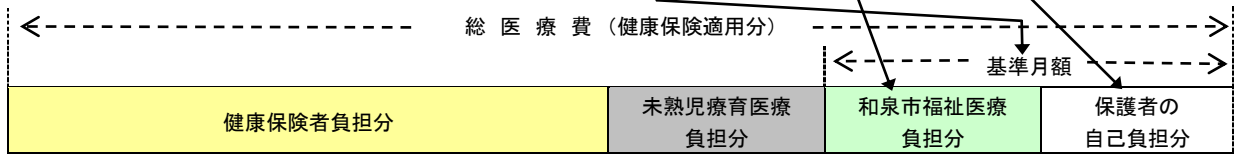
① 保護者の所得額に応じて下記「徴収基準額表」に基づき「基準月額」を決定し、必要に応じ日割り計算します。

※ 双子以上のお子さんが同時に養育医療を受ける場合の徴収基準月額は、2人目以降のお子さんは、1人目のお子さんの10分の1になります。（「徴収基準額表」の「加算基準月額」がこれにあたります。）

② 未熟児養育医療制度は、和泉市福祉医療助成(こども医療・ひとり親家庭医療・障がい者医療)と併用することができますので、「自己負担金」は養育医療自己負担金から和泉市福祉医療助成額を差し引いた金額となります。

〈例〉徴収基準月額【D4階層 34,800 円】の場合(1ヶ月あたり)

$$34,800 \text{ 円} - 33,800 \text{ 円} = 1,000 \text{ 円}$$



《徴収基準額表》

階層	世帯の階層(細)区分	基準月額	加算基準月額	
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付世帯	0円	徴収基準月額の10%	
B	A階層を除き当該年度の市町村民税非課税世帯	2,600円		
C	前年の所得税非課税世帯であって、当該年度の市町村民税の均等割又は所得割の課税世帯 市町村民税の均等割のみの課税世帯	市町村民税の均等割のみの課税世帯 C1		5,400円
	市町村民税所得割課税世帯 C2	7,900円		
D	A階層及びB階層に属する世帯を除き、前年の所得税の額が次に掲げる税額である世帯	所得税の年額 15,000円以下 D1		10,800円
		15,001円 ~ 40,000円 D2		16,200円
		40,001円 ~ 70,000円 D3		22,400円
		70,001円 ~ 183,000円 D4		34,800円
		183,001円 ~ 403,000円 D5		49,400円
		403,001円 ~ 703,000円 D6		65,000円
		703,001円 ~ 1,078,000円 D7		82,400円
		1,078,001円 ~ 1,632,000円 D8		102,000円
		1,632,001円 ~ 2,303,000円 D9		123,400円
		2,303,001円 ~ 3,117,000円 D10		147,000円
		3,117,001円 ~ 4,173,000円 D11	172,500円	
		4,173,001円 ~ 5,334,000円 D12	199,900円	
5,334,001円 ~ 6,674,000円 D13	229,400円			
	6,674,001円以上 D14	全額		



5. 実施場所は？

全国の指定養育医療機関で給付が受けられます。

※ 大阪府が指定する指定養育医療機関は、4ページに掲載しています。(他の都道府県等が指定する機関でも可)



6. 対象期間は？

養育医療の承認期間は、医師の意見書に記載された診療予定期間の始期(初日)から最長6ヶ月間です。
なお、承認期間を超えて治療が必要と認められる場合は、医療機関から継続協議書を提出することにより、1歳の誕生日の前日までの範囲で継続が可能です。



7. 給付申請の方法は？

(1)申請できる方は？

申請者は、対象となる乳児の保護者であって、主たる生計者である方としてください。

(2)申請窓口

和泉市役所 こども未来室 こども支援担当窓口 または 和泉シティプラザ出張所

(3)必要書類

- 養育医療給付申請書…申請者は(1)と同じ人としてください。
- 養育医療意見書…指定養育医療機関の医師が作成したものがが必要です。和泉市の様式を用いてください。
- 世帯調書…本人を含め、世帯構成員全員を記載してください。
- 所得等を証明する書類 (次のいずれかに該当する方のみ)
 - 申請日が1～6月の場合…前年の1月2日以降に転入された方は「前々年分」の書類
 - 申請日が7～12月の場合…当年の1月2日以降に転入された方は「前年分」の書類
 - ※ 扶養義務者が和泉市外に在住されている方も、上記の書類が必要です。
 - ※ 書類は家族全員が必要になりますが、他の方の書類で扶養されていることが明らかの方は不要です。

<所得等を証明する書類とは？>

①	所得税源泉徴収票 … 年末調整されたもの。手書きの場合は支払者の印が必要。
②	確定申告書の控 … 税務署の受付印が必要。
③	住民税徴収税額決定通知書
④	住民税課税証明書(所得証明書)または非課税証明書
⑤	生活保護法の被保護世帯…福祉事務所等の発行する受給証明書
⑥	中国残留邦人等支援給付受給世帯…福祉事務所等の発行する本人確認証の写し又は受給証明書

- 誓約書…「自己負担金」(2ページ参照)の支払いに関する誓約書です。

保証人は申請者と別生計で独立生計を営む者である必要があるため、現住所が申請者と同一でない方としてください。現住所が申請者と同一で別生計を営む者を保証人とする場合は、その旨の申立書を添付してください。

8. その他

- ・ 入院治療を始めてから退院されるまでに必ず申請してください。（退院後の申請はできません。）入院治療開始から2ヶ月を越えて申請した場合、申請日の2ヶ月前までに受けた治療に対して医療給付は受けられません。
- ・ 申請してから医療券が交付されるまでには、書類の不備などがない場合で、約1～3週間程かかります。
- ・ わかりにくい点や申請方法、必要書類等についてのご質問、ご相談がありましたら、和泉市役所こども未来室までお尋ねください。
- ・ 申請後、住所・電話番号・被保険者証等の変更があれば、必ず和泉市役所こども未来室まで連絡してください。

大阪府が指定する指定養育医療機関一覧		
(大阪市、堺市、豊中市、高槻市、東大阪市、については各市にお問合わせください)		
市立池田病院	(独)国立病院機構大阪南医療センター	市立枚方市民病院
大阪母子医療センター	大阪大学医学部附属病院	星ヶ丘厚生年金病院
府中病院	国立循環器病研究センター	関西医科大学附属枚方病院
泉大津市立病院	大阪府済生会吹田病院	伊藤病院
りんくう総合医療センター	市立吹田市民病院	阪南中央病院
(医)定生会 谷口病院	大阪府済生会富田林病院	箕面市立病院
(医)朋愛会 サンタマリア病院	(医)宝生会 PL病院	松下記念病院
近畿大学医学部附属病院	(医)一祐会 藤本病院	八尾市立病院
市立貝塚病院	府立呼吸器・アレルギー医療センター	(医)飯藤産婦人科
(医)笠松産婦人科小児科		



和泉市 こども部
こども未来室 こども支援担当
 〒594-8501 和泉市府中町二丁目7番5号
 Tel 0725-99-8136 (直通)